

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
江別市
- 2 構造改革特別区域の名称
江別市認知症高齢者グループホーム短期入所事業利用特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
江別市の全域

4 構造改革特別区域の特性

江別市は、石狩平野の中央部に位置し、東西約 17.3km、南北約 18.1km に広がり、総面積は 187.57 km²を有し、全般的に平坦な地勢でみどり豊かな自然環境に恵まれています。また、石狩川が市域を貫流し、南西部には、道立野幌森林公園（2,051ha）が広がり、札幌市に隣接する位置にあります。

人口は、124,024 人（平成 17 年 8 月 1 日現在）であり、最近の人口の伸びは鈍化傾向にあります。高齢者人口は、22,652 人、高齢化率は 18.26%であり、高齢者人口は、年間 3～4%のペースで増加しています。

高齢化率は、北海道、全国の平均と比べ、さほど高い状況にはありませんが、地域別にみますと、30%を超える地区もあり、加えて、要介護認定者約 3,000 人のうち、71.6%が何らかの認知症状を持っている現状にあります。

また、介護保険のショートステイ利用施設は、市内に 4 カ所（61 床）ありますが、いずれも介護保険施設等との併設施設であり、現状では利用施設の増加が見込めない状況であるため、利用者の増加に対応できていないのが現状です。

特に、軽度の認知症高齢者は、いつでも利用可能な在宅サービス基盤が整備されれば、少しでも長く住み慣れた地域での生活ができるものと推察します。

現在、江別市内には 7 カ所（10 ユニット）のグループホームが事業を展開しておりますが、これらを有効に利用し、今後増加する認知症高齢者に対し、サービス向上と在宅生活継続のための支援を図っていくことが必要と考えられます。

5 構造改革特別区域計画の意義

認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、身近に介護サービスが利用できる環境が調っていると同時に、緊急的なニーズへの対応など利用者や家族などがより利用しやすいものにしていく必要があります。特に、認知症高齢者と同居する家族にとっては介護の負担も大きいことから、その軽減を図る方策が求められており、特定事業を実施する必要があります。

また、認知症高齢者グループホームを運営する事業者においては、少人数での経営は厳しい状況にあることから、特定事業の導入により空室の有効利用を図ることも可能となり、経営上のメリットもあり、民間活力を引き出すことが期待できます。

6 構造改革特別区域計画の目標

江別市では、平成 15 年 3 月に「江別市高齢者総合計画」を策定し、生活の自立支援、まちづくりとの調和などの基本理念に基づき、高齢者施策及び介護保険制度の推進のため各種事業を実施しているところです。

認知症高齢者グループホームの短期入所の利用により、認知症高齢者の新たな選択肢と新しい認知症ケアの形成が期待できるものであり、認知症高齢者を支える家族の負担軽減と認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して居宅での生活を送れる環境を提供でき、高齢者の自立支援や生活の質（QOL）の向上などにつながるものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

認知症高齢者の新しい選択肢による地域福祉の質の向上が図られます。また、地域住民との交流や地域におけるインフォーマルサービス（ボランティア、住民参加型サービス）の利用など地域のコミュニティ機能の向上が図られ、小規模多機能型居宅介護サービスとして発展する可能性もあり、介護予防事業や他の介護サービス事業への波及効果が期待できます。

8 特定事業の名称

932 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項なし

別紙

1 特定事業の名称

規制の特例措置の番号 932

規制の特例措置の名称 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の認知症高齢者グループホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日

4 特定事業の内容

特区内の認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ利用期間（退所日）を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用できるようにする。また、当該特定事業の実施について今後とも周知を図り、事業者への普及・啓発を図る。

特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

法人の名称及び住所

医療法人やわらぎ 空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

事業所の名称及び住所

認知症対応型共同生活介護

グループホームひまわり江別 江別市上江別西町13丁目3番地

法人の名称及び住所

医療法人英生会 江別市野幌町53番地の5 野幌病院

事業所の名称及び住所

グループホームゆめみ野 江別市ゆめみ野東町33番地の10

法人の名称及び住所

特定非営利活動法人匠笑屋 江別市高砂町32番地の5

事業所の名称及び住所

グループホーム笑屋 江別市高砂町32番地の5

法人の名称及び住所

有限会社敬愛サービス 江別市大麻元町192番地の28

事業所の名称及び住所

グループホームななかまど大麻 江別市大麻元町192番地の28

法人の名称及び住所

社会福祉法人すばる 江別市大麻北町608番地

事業所の名称及び住所

グループホームひだまり 江別市大麻北町608番地の3

法人の名称及び住所

株式会社コムスン 東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー

事業所の名称及び住所
コムスのほほえみ江別 江別市緑町西1丁目110番1号
特定事業を実施する区域
江別市の全域
事業の実施期間
認定の日から継続的に実施

5 当該規制の特例措置の内容

特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象とするのは、江別市の介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分(介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。)及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第5条に規定する居宅サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に介護保険法第46条に規定する指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該居宅介護支援に係る居宅サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたときを居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

特定事業の運営について

1の共同生活住居における短期利用者(あらかじめ利用期間(退所日)を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。)は、1とすること。

あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

短期利用者は要介護1以上の要介護者であって認知症であるものに限ること。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め5人以上9人以下であること。

短期利用者は、空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、いずれの場合においても指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。)を満たしていること。また、外泊や入院をしている利用者がいる場合であっても、外泊や入院している利用者の居室を利用せず予備室等を利用するものとする。

職員の人員配置等についても指定基準を満たしていること。

家賃及び高熱水費等については、所定の月額を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。

介護報酬の取扱いについて

他市町村の住民が短期利用する場合は、当該他市町村が支給限度額管理を行うこととなるため、江別市は、事業者から他市町村の住民が利用する旨の報告を受けるようにするとともに、当該他市町村に対し、特定事業の内容と支給限度額管理の事務について説明するものとする。